

## 環境物品等の調達の推進を図るための方針

環 境 省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、平成18年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

### 特定調達物品等の平成18年度における調達の目標

平成18年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成18年2月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。（表中の品目に下線を記したものは基本方針により新たに追加又は名称変更のあった品目である。）

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

### 1 紙 類

情報用紙 （コピー用紙、フォーム用紙、 インクジェットカラープリンター用 塗工紙、ジアゾ感光紙） 印刷用紙 （カラー用紙を除く） 印刷用紙 （カラー用紙） 衛生用紙 （トイレットペーパー、ティッシュ ペーパー）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

### 2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

公印  
ゴム印  
回転ゴム印  
定規  
トレー  
消しゴム  
ステープラー  
ステープラー針リムーバー  
連射式クリップ(本体)  
事務用修正具(テープ)  
事務用修正具(液状)  
クラフトテープ  
粘着テープ(布粘着)  
両面粘着紙テープ  
製本テープ  
ブックスタンド  
ペンスタンド  
クリップケース  
はさみ  
マグネット(玉)  
マグネット(バー)  
テープカッター  
パンチ(手動)  
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)  
紙めくりクリーム  
鉛筆削(手動)  
OAクリーナー  
(ウエットタイプ)  
OAクリーナー(液タイプ)  
ダストブロワー  
レターケース  
メディアケース  
(FD・CD・MO用)  
マウスパッド  
OAフィルター(枠あり)  
丸刃式紙裁断機  
カッターナイフ  
カッティングマット  
デスクマット  
OHPフィルム



収納用什器（棚以外） ロ - パ - ティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	
---	--

#### 4 O A 機器

コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機）	18年度に購入する物品及び18年度から新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標は100%とする。
プリンタ等（プリンタ、プリンタ/ファクシミリ兼用機）	18年度に購入する物品及び18年度から新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標も100%とする。
ファクシミリ	18年度に購入する物品及び18年度から新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標も100%とする。
スキャナ	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
磁気ディスク装置	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
ディスプレイ	18年度に購入する物品及び18年度から新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標も100%とする。
シュレッダー	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
デジタル印刷機	18年度に購入する物品及び18年度から新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標も100%とする。
記録用メディア	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。 なお、調達の際の判断の基準は、基本方針の判断の基準に加え、集合タイプ（スピンドルタイプなど）であることとする。
一次電池又は小形充電式電池	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。

#### 5 家電製品

電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
電気便座	

## 6 エアコンディショナー等

エアコンディショナー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
ガスヒートポンプ式冷暖房機	
ストーブ	

## 7 温水器等

電気給湯器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
ガス温水機器	
石油温水機器	
ガス調理機器	

## 8 照明

蛍光灯照明器具	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
蛍光ランプ	
電球形状のランプ	

## 9 自動車等

### 9 - 1 自動車

#### (1) 一般公用車

電気自動車1台、ハイブリッド自動車2台、燃料電池自動車2台及び17年低排出75%低減かつ低燃費車5台を調達予定

天然ガス自動車、メタノール自動車の調達予定はない。

#### (2) 一般公用車以外の自動車

ハイブリッド自動車1台及び17年低排出50%低減かつ低燃費車10台を調達予定

判断の基準を満たす自動車を100%調達する。

### 9 - 2 ITS対応車載器

E T C対応車載器	5個を調達予定
カーナビゲーションシステム	1個を調達予定
一般公用車用タイヤ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
2サイクルエンジン油	

## 10 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

## 11 制服・作業服

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際の判断基準は、基本方針の判断基準に加え、再生ポリエステル、未利用繊維及び反毛繊維の合計重量が製品全体重量比で50%以上であることとする。

## 12 インテリア・寝装寝具

カーテン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
カーペット（タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット）	
毛布等（毛布、ふとん）	
ベッド（ベッドフレーム、マットレス）	

## 13 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

## 14 その他繊維製品

テント・シート類（集会用テント、ブルーシート）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
防球ネット	

## 15 設 備

太陽光発電システム	知床国立公園羅臼ビジターセンターなど5箇所においておおむね24kw程度の設備を調達予定
太陽熱利用システム	調達の予定はない。
燃料電池	
生ゴミ処理機	

## 16 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

## 17 役務

省エネルギー診断	1件（環境調査研修所）
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	1件（環境調査研修所）
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備	調達目標は100%とする。
庁舎管理	調達目標は100%とする。 契約予定件数は29件 庁舎管理又は清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、その調達目標は100%とする。
清掃	調達目標は100%とする。 契約予定件数は55件 庁舎管理又は清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、その調達目標は100%とする。

### 特定調達物品等以外の平成18年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

- 1 腕章、帽子を調達する場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル、未利用繊維及び反毛繊維の合計重量が製品全体重量比で50%以上の製品を100%調達する。
- 2 トナーカートリッジを調達する場合は、再生トナーカートリッジ（部品が全て新品でないカートリッジ）を30%以上調達する。
- 3 ラベルライター用テープカートリッジを調達する場合は、再生プラスチックが製品のプラスチック重量の50%以上使用されているものを100%調達する。

### その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 省内にグリーン調達のための連絡会議を引き続き設ける（別紙）。
- 2 本調達方針は、すべての部局、地方支分部局及び施設等機関を対象とする。
- 3 調達の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 4 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
- 5 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 6 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。

- 7 全ての木質及び紙（間伐材、古紙を除く。）が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成18年2月15日作成）に準拠して行うよう努める。
- 8 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
- 9 事業者の選定に当たっては、ISO14001若しくはエコアクション21（環境活動評価プログラム）等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。
- 10 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
- 11 本調達方針に基づく調達担当窓口は、大臣官房会計課とする。